

# 質疑への回答書

各位

庄原市長  
(総務部管財課)

令和2年7月1日に公告を行った「あけぼの荘 で使用する電力の供給」の入札案件について、当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日: 令和2年7月22日

記

質疑事項	回答
<p><b>質疑1</b> (質疑受領日: 令和2年7月7日) 落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識で相違ありませんか。</p>	<p><b>回答1</b> (回答掲載日: 令和2年7月8日) お見込みのとおりです。</p>
<p><b>質疑2</b> (質疑受領日: 令和2年7月7日) 仮に弊社が落札した場合、契約書(案)の内容について落札後に協議いただくことは可能ですか。</p>	<p><b>回答2</b> (回答掲載日: 令和2年7月8日) 可能です。</p>
<p><b>質疑3</b> (質疑受領日: 令和2年7月14日) 各施設の現在の電力供給会社を教えてください。</p>	<p><b>回答3</b> (回答掲載日: 令和2年7月16日) 本件の施設については、現在下記の供給者と電力供給の契約を締結しております。 ・中国電力株</p>
<p><b>質疑4</b> (質疑受領日: 令和2年7月14日) 各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)を教えてください。</p>	<p><b>回答4</b> (回答掲載日: 令和2年7月16日) 「自家発補給電力」の契約がある施設はありません。</p>
<p><b>質疑5</b> (質疑受領日: 令和2年7月14日) 入札書に記載する日付は作成日でしょうか。</p>	<p><b>回答5</b> (回答掲載日: 令和2年7月16日) 入札書に記載する日付に指定はありませんが、入札書提出期限日以前の日付である必要があります。</p>
<p><b>質疑6</b> (質疑受領日: 令和2年7月14日) ご請求について、供給施設内にご入居されている企業様はございますか？ある場合に企業様毎に請求書を発行する事は弊社では出来かねますがご了承いただけますか？</p>	<p><b>回答6</b> (回答掲載日: 令和2年7月16日) 前半部分については回答いたしかねますが、請求について、分けて請求する必要はありません。</p>
<p><b>質疑7</b> (質疑受領日: 令和2年7月14日) 弊社の請求書は、翌月15日迄に到着とし、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振</p>	<p><b>回答7</b> (回答掲載日: 令和2年7月16日) よろしいです。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p>込となりますが、ご了承いただけますでしょうか。</p>	
<p><b>質疑8</b> (質疑受領日:令和2年7月14日)  落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。</p>	<p><b>回答8</b> (回答掲載日:令和2年7月16日)  可能です。</p>
<p><b>質疑9</b> (質疑受領日:令和2年7月15日)  振込書について、弊社が発行する請求書内に振込先を記載しておりますがそちらでご対応可能でしょうか。</p>	<p><b>回答9</b> (回答掲載日:令和2年7月16日)  可能です。</p>
<p><b>質疑10</b> (質疑受領日:令和2年7月15日)  請求時の速報版を電子メールで送信する件については、Web 上に掲載される請求データのダウンロードでご対応可能でしょうか。</p>	<p><b>回答10</b> (回答掲載日:令和2年7月16日)  落札者には、請求時に請求書の速報版を電子メールによりお送りいただくことをお願いしております。落札者と、協議します。</p>
<p><b>質疑11</b> (質疑受領日:令和2年7月15日)  正式な請求書は毎月10日の発送となります。万が一の場合、速報版の情報からずれが発生する可能性もございます。ご了承いただけますでしょうか。</p>	<p><b>回答11</b> (回答掲載日:令和2年7月16日)  よろしいです。  ただし、ずれが発生した場合、速報版の送付先にその旨ご連絡いただきますようお願いいたします。</p>
<p><b>質疑12</b> (質疑受領日:令和2年7月3日)  公告12の電気料金の支払いに2つの支払い方法について記載がありますが、②の場合、弊社では毎月電気料金請求書に振込先口座を記載しておりますので、そちらにお振込みいただく形となりますが、納付書の発行は行っておりません。請求書の送付のみでご対応いただくことは可能でしょうか。</p>	<p><b>回答12</b> (回答掲載日:令和2年7月22日)  可能です。</p>
<p><b>質疑13</b> (質疑受領日:令和2年7月3日)  弊社では1つの施設に対して1枚の請求書を発行いたしますが、施設に他社入居者様が入居されている場合等、分割入金や分割請求書の発行が必要になりますでしょうか。</p>	<p><b>回答13</b> (回答掲載日:令和2年7月22日)  必要ありません。</p>
<p><b>質疑14</b> (質疑受領日:令和2年7月3日)  入札付属書に「〈庄原保育所 分〉」との記載がありますが、誤記であり、「〈あけぼの荘 分〉」と読み替えてよろしいでしょうか。</p>	<p><b>回答14</b> (回答掲載日:令和2年7月22日)  ご指摘のとおり誤記ですので、7月22日正午までに修正分を掲載しております。</p>
<p><b>質疑15</b> (質疑受領日:令和2年7月3日)  入札付属書の数式込みの方には、基本料金</p>	<p><b>回答15</b> (回答掲載日:令和2年7月22日)  よろしいです。</p>

質 疑 事 項	回 答
<p>小計および電力量料金小計の端数処理は設定されておりませんが、弊社が落札し電気料金を請求する場合は、各月の基本料金や電力量料金は小数点以下第3位を切捨て処理とし、基本料金と電力量料金の合計で小数点以下切捨てとして計算いたします。(燃料費調整額および再生可能エネルギー賦課金も加算いたします。入札額には加味しません。)ご了承くださいませでしょうか。</p>	
<p>質疑 16 (質疑受領日: 令和2年7月 21 日) 時間帯別に異なる月別使用予定電力量を開示していただくことは可能ですか。</p>	<p>回答 16 (回答掲載日: 令和2年7月 22 日) 質疑内容のようなデータは作成しておりませんし、作成も困難ですので開示することはできません。</p>
<p>質疑 17 (質疑受領日: 令和2年7月 21 日) 契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備および引き込み位置の移設・変更等、電力の契約に影響するような工事予定がある場合、対象施設と工事内容を教えてください。</p>	<p>回答 17 (回答掲載日: 令和2年7月 22 日) 契約期間中、質疑内容のような工事等の予定はありません。</p>
<p>質疑 18 (質疑受領日: 令和2年7月 21 日) 請求書はWEBからのダウンロードにてご対応いただけますか。</p>	<p>回答 18 (回答掲載日: 令和2年7月 22 日) 請求書は書面の送付をお願いします。</p>
<p>質疑 19 (質疑受領日: 令和2年7月 21 日) (権利義務の譲渡等) 条文を以下に変更または追加いただくことは可能でしょうか。 『ただし、使用者の承諾を受けた場合、若しくは、信用保証協会又は中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の4に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りではない。』</p>	<p>回答 19 (回答掲載日: 令和2年7月 22 日) 契約書の内容については落札者と協議しますが、質疑に関する条文追加は想定していません。</p>
<p>質疑 20 (質疑受領日: 令和2年7月 21 日) 計量日に関する条文を以下に変更または追加頂くことは可能でしょうか。 『計量は毎月1日午前0:00に行う。』</p>	<p>回答 20 (回答掲載日: 令和2年7月 22 日) 可能です。契約書の内容については落札者と協議します。</p>
<p>質疑 21 (質疑受領日: 令和2年7月 21 日) 契約書の提出および契約締結期限はございますか。 期限について協議可能でしょうか。</p>	<p>回答 21 (回答掲載日: 令和2年7月 22 日) 期限は定めておりませんが、できるだけ早期の契約締結をお願いします。</p>